

「(公財) 教育資金融資保証基金による保証」をご利用のお客さまへ

# 追加保証料の免除にかかるご案内

日本公庫では、新型コロナウイルス感染症の発生により影響を受けた方で、(公財) 教育資金融資保証基金（以下「保証基金」といいます。）による保証をご利用の方を対象に、ご返済条件の変更の際にいただく追加保証料を免除する特例措置を設けています。

本特例措置は、**令和5年9月29日（金）までに返済条件変更のご相談をいただき、令和5年11月30日（木）までに条件変更のお手続きが完了**した方をもって終了します。

## 1. ご利用いただける方

次のいずれにも該当する方

- (1) 「国の教育ローン」をご利用の方であって、保証基金を利用されている方
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的な業況悪化を来している方（事業者の方）や収入が減少している方（お勤めの方）

## 2. 追加保証料の免除【特例措置】

通常のご返済条件の変更においては、延長されたご返済期間に応じて追加保証料（注）をいただいておりますが、今回の条件変更のご相談時点において前1に該当する方におかれましては、追加保証料のお支払いが不要となります。

（注）ご返済期間の延長後も、保証基金による連帯保証を受けるためにお支払いいただくものです。

<お問い合わせ先>

各支店の住所・電話番号等は、[こちら](#)をご覧ください。